

## パブリックコメントの実施結果について

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）への意見を募集した結果について、次のとおり公表します。

1. 案件名 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）
2. 意見募集期間 平成28年12月22日から平成29年1月20日まで
3. 意見提出件数 7件
4. 提出された意見の概要及びその意見に対する当広域連合の考え方

提出された意見の概要	意見に対する広域連合の考え方
<p>・ P 5 4 【リスク2：特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク】の部分、記録媒体を放棄する場合、システム管理者の許可を得ることはもちろんだが、廃棄を行った日時や担当者、処理内容を記録に残すことについてはどうか。</p>	<p>当広域連合における情報セキュリティ対策として、特定個人情報を含むすべての情報管理については、情報セキュリティポリシーに定めており、電子記録媒体等の記録媒体を廃棄する場合、その日時、担当者及び処理内容を記録することとしております。</p> <p>また、電子記録媒体等の廃棄方法については、評価書(案) P 5 5 【特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置】に記載させていただいております。</p>
<p>・ P 5 3～5 5 【7. 特定個人情報の保管・消去】の部分、多様化する個人情報について、委託業者の委託業務終了後の個人情報の返却、復元不能な形での廃棄は言うまでもないが、徹底した指導を行うべきではないか。</p> <p>・ 委託業者に対しては、契約等で個人情報の秘密保持や目的外利用禁止などを義務付けていると思うが、今後において個人情報を取扱う委託が増加した場合、委託先に対しても安全確保の措置が考えられるのではないか。委託先の監督などはどうなるのか。</p> <p>個人情報保護条例の規定のもと関連しているが、この点はどうか。</p>	<p>委託業務における委託先での個人情報の取扱いについては、当広域連合の個人情報保護条例第6条第2項の規定により委託を受けた側においても委託者である広域連合と同等の安全確保の措置を講じることとしております。</p> <p>また、評価書(案) P 4 5 【4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑥委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定】に、委託先で特定個人情報を取扱う場合の安全確保の措置として、委託先への監督などについては、「委託先への監査、立入調査」など委託契約書に明記する事項を具体的に記載させていただいております。</p>
<p>・ P 5 7 【V 開示請求、問合せ】の部分、開示請求についてだが、例えば「原則として請求を受けた翌日から14日以内に決定、文書で回答、やむを得ない理由の場合決定延長」など文言を追加してはどうか。</p>	<p>個人情報の開示請求があった場合、当広域連合の個人情報保護条例第19条及び第20条に規定する期限内に開示決定することとしております。</p> <p>したがって、開示請求から決定までの期間は、原則として請求が</p>

	<p>あつた日から起算して14日以内に開示通知書等で行い、正当な理由があるときはこの期間を延長することができることとしており、個人情報保護条例にその処理期間を規定しているため、評価書(案)への記載はしておりません。</p>
<p>・P56～【IV その他のリスク対策】の部分を含むその他の意見として、自治体の条例は、2014年4月で都道府県、市町村、東京23区、各広域連合を合わせると、約2,000の条例があると言われている。個人情報保護条例の解釈や手続きもそれぞれで、自治体の妨げになっているという。また、各自治体間での条例の違いにより、疾病、患者、要介護者、災害時要配慮者の生命、身体、健康・財産等を維持するうえで、個人情報の利活用の格差問題も生じてくると聞く。この点の問題は考慮されているか。広域連合で各市町としっかりすり合わせを行なって業務にあたるべきではないかと考える。</p>	<p>特定個人情報保護評価の内容については、番号法で規定されており、今回の評価書(案)の作成にあたっては、総務省が地方公共団体等での情報セキュリティ対策についてその基本方針及び対策基準として定めた「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考としております。</p> <p>また、この評価書(案)については、国の個人情報保護委員会へ提出し、審査を受け、承認されなければなりません。</p> <p>したがって、いただいた御意見にある格差問題等については、解消されているものと考えます。</p>
<p>・自治体の条例で、個人の生命、身体または財産を守る目的での緊急の場合の個人情報の利用は可能である。官民の連携、地域や民間事業者との連携は大切であり、緊急を必要とする災害時などの個人情報の利用についての運用方針をきちんと広域連合でも方向付けを行い、すり合わせをして特定個人情報保護評価書の作成にあたってほしい。平時と有事の区別を考慮した運用をお願いしたい。</p> <p>・国（警察などを含む。）に対しての特定個人情報の提供について、刑事事件の捜査やその他治安利用等に特定個人情報の提供が番号法でも認められている。警察等への特定個人情報の提供についてどう考えるのか。自治体や広域連合が保有する特定個人情報も警察等への特定個人情報の提供に該当すると思われるが、評価書にその記載がないがなぜか。</p>	<p>特定個人情報の提供については、平時・有事の区別なく上位法となる番号法第19条各号の規定により、厳しく制限されており、また当広域連合の個人情報保護条例第8条の2第2項に、番号法と同等の取扱いとする規定を設けているため、評価書(案)への記載はしておりません。</p>

※ 意見に対する考え方の欄にある「評価書(案)」は、「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）(案)」のこと。  
また、「番号法」は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」のこと。

御意見ありがとうございました。